

○議長（札辻輝巳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

通告順により質問を許します。—— 5 番吉田忠雄君。

5 番（吉田忠雄君） 日本共産党の吉田でございます。私は、市長に次の 3 点についてお尋ねいたします。

まず 1 点目は、子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成についてであります。これについては、去る 6 月 3 日に、新日本婦人の会桜井支部が、市長に子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める要請書を提出していますし、先ほどは公明党の万波議員からも取り上げられましたが、子宮頸がん予防ワクチンが日本でも認可され、接種が始まりました。子宮頸がんは、日本の 20 歳代の女性では、乳がんを抜いて発症率が一番高いがんで、年間 1 万 5,000 人以上が発症し、約 3,500 人が命を落としています。その原因は、HPV（ヒトパピローマウイルス）というウイルスの感染によるもので、ワクチンで予防できる唯一のがんです。

HPV は、性交渉で感染するため、性行動を始める前の 10 歳代の女性へのワクチン接種が効果的です。注射による 3 回の接種で、4 万円から 6 万円の全額が自己負担となり、公的な援助が不可欠です。あわせて、自分の体と性について正しい知識を得る機会とするため、学校での性教育を強めることも必要です。このことが、女性の生涯にわたる「性と生殖に関する健康・権利」（リクロダクティブ・ヘルツ／ライツ）を保障することにもつながっていきます。

既に世界では、100 カ国以上でこのワクチンが使われ、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなどの先進国約 30 カ国で公費助成が行われています。日本でも自治体が独自の助成を行い、日本産婦人科学会や日本小児科学会も、11 歳から 14 歳の女子に公費負担で接種するよう求めています。国でも「子宮頸がんワクチンの任意接種に対する助成制度を創設します」との民主党の今年の総選挙でのマニフェストの公約どおり、公費助成を一日も早く実行することが待たれています。

そこで、女性の命と健康、人権を守るため、市が子宮頸がん予防ワクチンを無料で接種できるよう公費助成を行うこと、また、国に対しても、子宮頸がん予防ワクチン接種に助成を行うよう要望していただきたいが、市長の考えをお聞きいたします。

そして、2 点目は、児童虐待防止対策について、市長にお尋ねいたします。

3 月 3 日に桜井市で 5 歳の長男に食事を与えないで餓死させた疑いで、両親が逮捕・起訴されるという痛ましい事件が起きました。その後も、保護者による虐待で幼い子どもが死亡する事件が後を絶ちません。私は、3 月 11 日の 3 月議会の本会議で、このような事件を二度と起こしてはならないという思いで、市長に 2 点についてたずねました。

一つは、市による乳幼児健康診断があるわけですが、この児童は10カ月までしか受けていなかった。「我が子に健診を受けさせないのは、明らかにネグレクト、育児放棄であり、虐待である」と指摘をさせていただきました。その上で、乳幼児健診を実施する市に対しても、健診を受けなかった時点で、両親は子育てに対する関心が薄いと判断をすべきだった。市は問題意識が欠如しているのではないか。乳幼児健診の未受診の情報をもとに、電話だけでなく、訪問や調査など、必要な対策がとれたのではないか。

二つ目は、なぜその時点で、桜井市要保護児童対策地域協議会に通報しなかったのか。地域対策協議会が適切な対策を講じていれば、今日の事件は防げたのではないか。地域協議会も設置要綱に基づき、的確に運営されていたのかどうか。たとえば、設置要綱第7条第1項の定期的な情報の交換、同じく第2項の要保護児童の実態把握、第3項の要保護児童対策の推進などの実践など、確実に実行されてきたのかどうか。地域協議会の機能が十分発揮できていなかったのではないか。このようなことを指摘させていただきました。

それに対して、市長も、二度と桜井市から、あるいは、奈良県からこんな痛ましい事件を起こさないためにも、早急にやらなければならないことがある。それは、同じ種類の、内容のよく似た、保育所にも行っていない、幼稚園にも行っていない乳幼児で、なおかつ数年間にわたって未受診であるという乳幼児をすぐに、早急に調査して、日夜を問わず順番に訪問するということを早急に実施する。また、要保護児童対策地域協議会も早急に開き、二度とこのような痛ましい事件を起こさないという気持ちで対応してきたし、現場もそれにこたえてくれている、こういうふうに答弁されました。

そして、市では、事件後、健康推進課や児童福祉課の職員などが中心になって、乳幼児健診を未受診だったり、幼稚園や保育所に通っていない子ども約130件への訪問をするなど、実態調査をこれまで進めてこられました。

そこで市長に、これらの取り組みを通じて、実態調査はどこまで進んだのか、そして、いま要保護児童対策地域協議会などの児童虐待を防止するネットワークがどう機能しているのか、お尋ねいたします。

3点目は、桜井市清掃公社の課税問題についてお尋ねをいたします。

この課税問題というのは、平成19年に桜井市清掃公社が市から委託をされている清掃業務で生じた剰余金について、税務申告をしていなかったとして、大阪国税局が無申告の加算税として3,300万円を課税したという問題です。国税、地方税を合わせて、最終の納税総額は5,781万2,300円であります。

私は、昨年12月議会でこの問題を取り上げ、公社の会計処理の指導に当たってきた会計事務所に市として責任を問うべきではないかという質問をさせていただきました。それに対して、市長は、複数の専門家、弁護士に相談や指導を仰いでいると答弁をされました。それから半年が経過をしたわけですが、専門家や弁護士の指導などが現時点でどこまで進んでいるのかをお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○市長（谷奥昭弘君）（登壇） 5番吉田議員さんの1点目、子宮頸がんについてのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

子宮頸がんの発症には、その多くにヒトパピローマウイルスの感染が関連していると言われております。性交渉の低年齢化などの影響により、最近では、20歳代から30歳代の若い患者が増加する傾向にあるのは、議員さんご指摘のとおりでございます。

ご質問の予防ワクチンでございますが、子宮頸がんの予防には効果が認められるものの、ワクチン接種による予防効果の持続期間など解明されなければならない課題もあるところでございます。このワクチンは、3回の接種が必要となり、1人当たり数万円の費用がかかります。小学校6年生の女子児童を対象に、全額公費助成した場合、一千数百万の助成金額となり、国の補助が必要不可欠であると考えておるところでございます。市といたしましても、市長会を通じて国なり、あるいは県なりに要望いたしますし、また、県下の状況も十二分に注視しながら、今後の対応をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目、児童虐待防止のご質問にお答えを申し上げます。

去る3月3日に発覚いたしました育児放棄による男子の死亡事案につきましては、大変痛ましい残念な事案でございました。私は、このような痛ましい事案が市内でほかに存在するの否か、また、防止のための方策を検討するよう担当部に指示をいたしました。具体的には、事案が発覚した翌日、要保護児童対策地域協議会の臨時会議を開催し、状況を報告するとともに、このような事案を検証し、再発防止することを目的に、協議会の中で事例調査委員会を立ち上げ、特に母子保健法に基づく定期健診の未受診者及び幼稚園、保育所に入所していない未就園児のリストアップを行い、本人確認を基本に家庭訪問を実施することとし、リストアップ対象者130人を健康推進課と児童福祉課で家庭訪問をしてみいました。4月6日までの間に延べ169回の訪問を行い、海外滞在者2名を除いて、本事案のようなケースがないことを確認いたしました。

なお、未確認の2名につきましては、出入国管理事務所への問い合わせのローマ字表記が完全に一致していないために、出入国記録に見当たらないとの回答でしたので、ご了解を賜りますようお願い申し上げます。

また、要保護児童対策地域協議会では、3月14日、桜井駅やジャスコ桜井店での啓発活動を実施いたしました。さらに、幼稚園、保育所、小学校、中学校の児童生徒を通じて、保護者に虐待防止を訴えるチラシを配布するとともに、市内の事業者などにポスター掲示をお願いするなどの取り組みを実施してまいったわけでございます。

次に、3点目、桜井市清掃公社の課税問題についてのご質問にお答えを申し上げます。

昨年12月議会におきまして、吉田議員さんからご質問があり、清掃公社が複数の弁護士等に相談や指導を仰いで今日までまいりました。ご質問の件につきましては、現在、清掃公社が相談中の弁護士より近々結論が出されると聞き及んでおり、結論が出された場合は、清掃公社の理事会に諮った上で対応してまいるものと考えております。

以上でございます。

○5番（吉田忠雄君） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、1点目の子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成についてであります。この予防ワクチンについては、先ほども言いましたように、昨年の秋に国が承認し、産婦人科や小児科など6,000を越す医療機関がいま接種を始めております。最も効果が期待される小学生の高学年から中学生の接種に公費助成を実施する自治体も増えていきますし、また、公費助成を表明する自治体も出始めております。兵庫県の明石市や埼玉県の志木市、栃木県の大田原市、そして、東京都の杉並区、新潟県の魚沼市、和歌山県の御坊市などで、小学生高学年から中学生を対象に全額助成をする見通しです。

たとえば御坊市では、今年度の当初予算で全額公費負担のための費用として、約630万円を計上しております。公費接種は希望者のみで、市内の小学校6年の女子児童約120人が対象で、接種は3回とされて、1回目を7月、2回目を8月、そして3回目を来年1月に実施をされます。6月の中旬に対象家庭に通知をして、希望する児童は市内の産婦人科か小児科で接種を受けるというふうにされております。御坊市の人口は大体桜井市の半分ぐらいであります。ですので、予算規模が大体どれぐらいかというのは予測もできるわけですが、先ほど市長もご答弁されたように、千数百万円かかるというふうに答弁されたわけですが、女性の命や健康を守るためには、この金額はやっぱり必要というふうに考えます。ぜひ桜井市においても予防ワクチンを無料で接種できるよう公費助成を行っていただきたい。また、国に対しても、予防接種の助成を行うよう強く働きかけていただきたい。これは要望ということにさせていただきます。

そして、2点目の児童虐待防止対策であります。平成20年度の県子ども家庭相談センターにおける児童虐待相談の状況を見てみますと、統計をとり始めた平成2年には全国での虐待件数が1,101件に対して、奈良県においては11件、そして、平成20年には、全国では4万2,662件、奈良県では726件にも上っております。内容も、ネグレクト、育児の放棄から身体的な虐待が増加をしております。そして、虐待を受ける年齢も、乳幼児が増えていくなど、深刻化もしております。そして、虐待をしているのが、実の母親が63.3%、また、実の父親が21.6%、死亡事例の40%が0歳児、そのうち70%が6カ月未満と、こういうふうな深刻な実態もあります。

児童虐待が起こる原因は何か。これは単純に答えが出せる問題でもありませんけれども、しかし、児童虐待が多発している背景には、いまの貧困と格差社会の中での生活の困難があります。特に生活困難は、いま若い世代を襲っております。非正規の仕事やパート、そして、アルバイトで不安定な収入です。子育てに不慣れな上に、生活の最低のよりどころを奪われ、安定した仕事も見つからず、経済的にも不安定で余裕もなく、大きなストレスを抱えた生活を余儀なくされているというのがいまの実態であります。全国児童相談研究会でも、児童虐待の背景には広い意味での貧困問題があるというふうに提言もしておりま

す。

私は、3月に桜井市で起こった5歳児の虐待事件の後ですけれども、父親の国選弁護士の依頼で、あの家族が住んでいたワンルームマンションの部屋の中にも入ったわけですが、とても家族4人が暮らしていけるような環境ではありません。寝る場所を確保するのに困難であつたらうというふうに推測もされます。そして、経済的にも困っていたというふうなことも聞いております。

貧困社会をなくしていくというのは、これは国の政治によるものですが、係ることですけれども、こういう中で自治体の行政には子どもを守ることを最大の責務として、虐待の予防、そして発見、児童保護のために一層の対策の強化が求められるわけですけれども、一つは、事件が起こってからではなしに、常に未就園や乳幼児健診の未受診のリストアップのシステム化が必要です。3月のときのような実態調査をしょっちゅうやったら、これは大変です。そのためには、要保護児童地域対策協議会に情報を集中させる体制の強化が必要というふうに考えます。

たとえば市の地域対策協議会は、児童福祉関係、そして保健医療関係、また教育関係、警察、司法及びその他の関係など四つの区分があります。そして、21関係機関で構成をされています。情報の集中を図る上で、市の福祉関係では、福祉保健部の児童福祉課が入っているわけですけれども、これに社会福祉や障害者福祉、また、保護を担当する社会福祉課も入れば、より広く情報が集中できます。これはぜひ検討していただきたい。

そして、事件が起こってから、福祉保健部からお話をいろいろ聞かせていただいたわけですけれども、そのときに、児童虐待の窓口相談というのはこの間、これは市町村というふうにされております。あの事件の起こった当時、要保護児童の対応ケースは76件あつて、いま対応している保健師の人数だけではとても対応し切れないとのお話も聞きました。それにその未就園や健診の未受診の対応となると、いまの体制では到底対応できません。これに対応できる人の配置も、そして、専門職としての研修も必要です。これには、財政的な裏づけも要るわけですけれども、きめ細かく、そして、すぐ動ける体制をぜひつくっていただきたい。

そして、二つ目は、厚生労働省も育児支援ということで、生後4カ月までの乳児を対象にこんにちは赤ちゃん家庭訪問事業を市町村にやらせております。先ほども言いましたように、虐待による死亡事例の40%が0歳児、そのうち70%が6カ月未満の乳児です。現在、奈良県下の11市のうち、既に7市が実施をしております。当市でも一日も早く実施をしていただき、さらに養育支援が必要とされる家庭を対象に行われる養育支援事業なども実施をしていただきたい。再度市長の答弁を求めます。

そして、三つ目ですけれども、これは先ほど市長も答弁されましたけども、桜井市要保護児童地域対策協議会がチラシを配布したりとか、駅頭で配布したりとか。また、いま私これを持ってきておりますけれども、児童虐待が疑われたら、すぐ通報という、こういうポスターも作成をしておられます。公共施設とか市内の事業所に張らせてもらっています

が、虐待の予防、発見に対しては、地域住民の協力を求めることは本当に必要なことです。

同時に、先ほども言いましたように、児童福祉だけでなく、障害者福祉や生活保護などの社会福祉部門はもちろん、保険医療課や福祉に関係しない税務課などの部門も含めて、住民と接するすべての行政機関が子育てのSOSをキャッチできるようにすることも必要です。そういう意識性を養うためには、職員の教育や、あるいは啓発も必要と考えますが、ぜひとも実施をしていただきたい。そうすれば、大概のことは市役所でつかむことができるというふうに考えます。

そして、最後の3点目の桜井市清掃公社の課税の問題ですが、市長に率直に申し上げて、対応が遅過ぎるということをおっしゃっていただきます。昨年の12月議会から半年が経過しておりますし、一昨年の6月議会で堀山議員がこの問題をはじめて取り上げられて、問題が明るみになったわけですけれども、それから2年が経過をしております。相手側といまいろいろ話し合いをされているということですが、話し合いで解決できないのであれば、やっぱり、期限を切って、できたら切るんだったら6月いっぱい切るとか、期限をきっちり切って、専門家や弁護士の指導を受けているということなので、裁判するということなども視野に、選択肢に入れておられるというふうに考えるわけですけれども、のんびりと構えているように見えてなりません。期限を切って、早く次の段階に進めていただきたい。

そして、昨年の12月議会でも市長にお尋ねしたわけですけれども、この問題について、市長は、市民に対して、一切責任説明を果たされておられません。なぜこういう課税問題が起きたのか。いまだどういふ対処を行っているのか。市民への説明責任があるのではないかと考えるところです。私は、昨年の12月議会で、清掃公社の課税問題を取り上げましたけれども、取り上げてから議会報告を新聞折り込みで行いました。このことについて、多くの市民の方々から、驚いた、こんなことはじめて聞いた、こういうふうな電話をたくさんいただきました。そして、ある方からはこのような手紙をいただきました。少し読んでみたいと思います。

桜井市の清掃公社の経理ミスで生じた税の無申告問題、知って驚いております。我が家はひとり暮らしの身ですが、今後ともこの問題をとことん追求して、私のような弱い者の味方であり続けてください。こういうふうな手紙をいただいております。

課税問題について、市として市民の説明責任を果たしていただきたい。ぜひこの手紙の声にこたえるために、しっかりした市長の答弁を求めて、私の質問を終わります。

以上です。

○市長（谷奥昭弘君） 吉田議員さんの2回目のご質問にお答えを申し上げたいと思いません。

児童虐待の問題では、議員さんご指摘のとおり、早期発見に努めるための対策を一層強化しなきゃならないと考えております。そのためにも、一つとして、就学前の乳幼児全員

を対象として見守る体制を構築していくこと。また、未受診、未就園児を容易に抽出できるシステムづくりを関係部署と調整を図り、現在、進めておるところでございます。

二つ目には、こんにちは赤ちゃん事業につきましては、県内の状況を調査し、どのような方法がよいのか、現在検討をしておるところでございます。できるだけ早い段階で事業実施ができるように今後も検討していきたいと考えております。

三つ目には、虐待を早期発見するには地域住民の皆さん方のご協力も欠かすことができないことであると考えておりまして、いまのところ市の広報や駅頭で啓発活動、各団体での研修、あるいは、議員さんご指摘の要保護児童対策地域協議会の構成団体にそれぞれの役割を果たしていただけるように要請をいま現在しておるところでございます。

特に、民生児童委員さんには地域のご協力をいただくように調整を図りながら、目的意識を持って進めておるところでございます。

さらにまた、議員さんもお指摘いただきました行政総体でこの問題に取り組む必要性がありますことから、職員に対しても職場研修などを通してスキルアップを図れるよう予定をしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、清掃公社の課税問題でございます。決して時間をただらととっているわけではございません。相手も桜井市内の方ということもございまして、清掃公社もその辺は慎重に弁護士と相談をしておるわけでございます。中身につきましては、ちょっと申し上げたいと思っておりますが、清掃公社は平成13年度まで赤字が続いておりましたので、こんな問題は生じなかったわけでございますが、平成14年度から市の委託料から必要経費を差し引きました後に剰余金が生じることになりましたので、当時の税理士の指導に基づいて、退職給付引当金として積み立てておったわけでございます。しかしながら、平成19年に桜井税務署から清掃公社の事業に伴う収益は請負業に該当するとの指摘を受けて、過去5年間にさかのぼって法人税、県税及び市税合わせて5,781万2,300円を課税徴収されたのは、ご承知のとおりでございます。

このようなことが二度と起こらないように、平成19年より委託料の精算を行っております。また、清掃公社の経理及び納税指導につきましても、現在、新たな税理士に指導を仰いでおります。実費弁償方式によりまして、法人税の申告を行っておるところでございます。

なお、先ほどご答弁申し上げましたように、現在、清掃公社が相談中の弁護士より近々結論が出されると聞いております。結論が出された場合は、清掃公社の理事会に諮った上で、対応を、法的な対応を含めてしてまいりたいと思っております。

以上でございます。